

## 西宮市路線バス停留所に係る上屋及びベンチ整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内路線バス停留所に係る上屋及びベンチの整備を促進し、市民交通の利便性の向上を図るため、路線バス事業者に対し、西宮市路線バス停留所に係る上屋及びベンチ整備費補助金を交付するものとし、その交付については、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において路線バス事業者とは、道路運送法（昭和26年法律183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、西宮市内においてバス路線を運行する路線バス事業者（以下「事業者」という。）とする。

### (補助対象施設)

第4条 補助対象施設は、西宮市内の路線バス停留所に係る上屋、ベンチ及びその付帯施設であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長が設置又は改修の必要があると認めたもの。
- (2) 位置及び規模について、別途市長と協議して決定したもの。
- (3) 管理及び維持補修について、事業者が責任をもって行うもの。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象施設の設置又は改修に係る経費とし、事業者において所定の手続きを経て定められた額とする。

### (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、別表によるものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第7条に定める補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付のうえ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) バス運行系統図および停留所位置図
- (4) バス運行便数と乗降客調査（1日当たり）
- (5) 実施設計書および図面

付 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 6 条関係）

補助対象施設	補助金の交付額
上屋及びその付帯施設	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満は切り捨てた額）又は 65 万円のいずれか低い額
ベンチ及びその付帯施設	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満は切り捨てた額）又は 15 万円のいずれか低い額